

令和6年度 第6回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和6年11月19日（火）午後6時30分～

会場：レインボーセンター 3階 第三会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・旧三の輪台いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザルの実施について

【諮問事項】

- ・上越市海洋フィッシングセンターの廃止について

【自主的な審議】

- ・地域内視察について

【協議事項】

- ・地域協議会の開催日について

4 その他

- ・次回地域協議会

令和6年 月 日（ ）午後6時30分～ レインボーセンター

5 閉 会

旧 三 の 輪 台 い こ い の 広 場
プロポーザルによる利活用事業者募集要領



令和 6 年 11 月

上越市産業部産業政策課

— 目 次 —

1	募集の趣旨	1 ページ
2	対象施設	1 ページ
3	募集概要	1 ページ
4	提案者の資格要件	2 ページ
5	現地説明会	3 ページ
6	参加申込み及び提案者の資格要件の確認結果の通知	3 ページ
7	募集要領の内容についての質問の受付及び回答	4 ページ
8	企画提案書の作成要領	4 ページ
9	審査要領	5 ページ
10	審査結果の通知	7 ページ
11	日程	7 ページ
12	仮契約の締結	7 ページ
13	その他の留意事項	7 ページ
14	問合せ先	8 ページ
15	物件調書・位置図	9 ページ

1 募集の趣旨

旧三の輪台いこいの広場（以下「対象施設」という。）は、勤労者が余暇を利用して、恵まれた自然環境の中で休養及び健康増進を図る勤労者野外活動施設として、昭和 60 年 8 月に供用を開始しました。

供用開始から 30 年以上が経過する中で、利用者数の減少にあわせて、平成 27 年にはセンターハウスやテニスコートの供用を廃止し、近年では、施設の利用実態がほぼ無く、近隣に類似施設があることを踏まえ、令和 5 年度末をもって公の施設としての供用を廃止し、施設の有効活用を図ることとしました。

このことから、民間活力を最大限いかした取組により、当施設の利活用を図る事業者（以下「利活用事業者」という。）をプロポーザル方式で募集します。

2 対象施設

(1) 施設の概要

名 称	旧三の輪台いこいの広場
所在地	上越市大字五智国分 1609-4 外 63 筆
物件内容	
土地	72,268.83 m ²
建物	【センターハウス】 鉄筋コンクリート造 1 階建て 354.55 m ² 昭和 60 年建築 【屋外トイレ】2 棟 鉄筋コンクリート造 28.98 m ² 昭和 60 年建築
工作物	【東屋】 鉄筋コンクリート造 33.60 m ² 昭和 60 年建築 【炊事場】 鉄筋コンクリート造 31.50 m ² 昭和 60 年建築

* 物件の詳細は、9～11 ページの物件調書及び位置図をご覧ください。

* 建物の設計図面等の閲覧を希望される場合は、産業政策課にお申し出ください。

3 募集概要

2 で示した対象施設について、譲渡又は貸付けによる利活用策の企画提案を募集します。

(1) 土地

全体又は一部のみの利用、いずれの提案も可能とします。

(2) 建物・工作物等

現存建物の全部又は一部のみの利用、いずれの提案も可能とします。また、建物・工作物を撤去した上での利用も可能です。

(3) 利用条件及び留意事項

① 都市計画法等、土地利用規制による制限を除き、用途による制限は設けません。ただし、公序良俗に反するものは除きます。

② 利用にあたり、次の点を条件とします。

ア 災害等が発生した場合など、有事の際には、近隣住民等の一時的な避難場所として受け入れを行うこと。

イ 施設に接続する東西の市道をつなぐ施設内通路について、一般車両等の通行を認めること。

③ 土地、建物・工作物、立木などの一切は現状有姿で引き渡します。(現存建物等の改修、現存建物を撤去した上での利活用のいずれも想定していますが、市による改修、撤去は行いません。)

④ 土地の譲渡を希望する場合、境界確定、用地測量、分筆登記等に係る費用は提案者の負担とします。

(4) 事業期間

運営開始から原則 10 年以上継続して提案事業の用途に供するものとし、施設の譲渡又は貸付けに係る契約の際の条件とします。

(5) 事業終了時の措置

譲渡の場合にあつては、事業期間満了後、提案者の意向による事業継続及び財産処分に制限はありません。

貸付けの場合にあつては 10 年契約とし、契約の更新ないし解除の場合の提案者による土地・建物の原状回復もしくは現況による取得価格について、市と改めて協議するものとし、

また、譲渡の場合で、事業期間満了前に事業を中止する場合は、事前にその理由を付した書面をもって、市の承認を得なければならないものとし、

(6) 参考価格 (土地・建物の全てについて)

形態	金額	内訳
① 譲渡価格	74,140,000 円	【土地】 : 73,750,000 円 【建物】 センターハウス : 221,000 円 屋外トイレ : 58,000 円/棟 【工作物】 東屋 : 23,000 円 炊事場 : 30,000 円
② 賃借料	3,726,500 円/年 ※上越市行政財産貸付事務取扱要領に準じ、土地は譲渡価格の 5%、建物・工作物は同 10%で算出	【土地】 : 3,687,500 円/年 【建物】 センターハウス : 22,100 円/年 屋外トイレ : 5,800 円/年・棟 【工作物】 東屋 : 2,300 円/年 炊事場 : 3,000 円/年

4 提案者の資格要件

提案者は、次に掲げる条件を全て満たす者とし、

また、複数者又は団体による共同提案も可能としますが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格の要件を満たす者であることとし、

※ 共同提案の場合、代表者を定めた上でプロポーザルに参加してください。市との契約当事者は当該代表者とし、

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 市区町村の納税義務を有する者にあつては、当該市区町村税（個人の場合は、住所地の市区町村税、企業の場合は、本社（本店）の所在地が存する市区町村及び当市における市区町村税）の未納がない者であること
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

5 現地説明会

(1) 開催日時、場所

プロポーザルの実施にあたり、以下のとおり現地説明会を開催します。

日時：令和 6 年 12 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から

会場：旧三の輪台いこいの広場（集合場所：センターハウス前）

(2) 参加申込み

現地説明会に参加を希望する場合は、12 月 2 日（月）午後 5 時までには団体名、参加者名、連絡先電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスをファックス又はメールで問合せ先へ連絡してください。

※ 現地説明会に参加しない場合であっても、プロポーザルの参加申込みは可能です。

6 参加申込み及び提案者の資格要件の確認結果の通知

(1) 参加申込み

①必要な書類

書類名等	対象事業者	
	法人	個人
プロポーザル参加申込書（様式 1）	○	○
現在事項証明書 ※1	○	
住民票の写し ※2		○

※1 複写の提出も可としますが、最新のもの（発行から 3 か月以内）を提出ください。

※2 複写の提出も可としますが、最新のもの（発行から 3 か月以内）とし、個人番号の記載のないものを提出ください。

②申込期限：令和 6 年 12 月 25 日（水）午後 5 時（必着）

③申 込 先：問合せ先に同じ

④申込方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案者の資格要件の確認結果の通知

参加申込者全員に対し、令和7年1月10日（金）までに提案者の資格要件の確認結果の通知を書面で行います。

7 募集要領の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 質問の受付 ※申込み前の者からの質問も可

期 限：令和6年12月16日（月）午後5時

受 付 先：問合せ先に同じ

方 法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

そ の 他：様式には、質問者の事業者名、担当者氏名、連絡先（住所・電話番号など）を記載すること。

(2) 質問の回答について

期 日：令和6年12月20日（金）

※個々に受け付けた質問は、順次、参加申込者全員に回答します。

回 答 先：市ホームページに掲載します。なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正と見なします。

8 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式3）正本 1部、副本10部 ※副本は写し可能

ア 以下の項目について記載してください。

(ア) 対象施設の利用形態（土地の購入又は貸付けなど）及び金額（購入金額又は10年分の賃借料）

(イ) 現存建物の取扱い（改修し活用する、建築物新設のため取り壊す など）

(ウ) 利活用事業の概要（事業内容、敷地の利用計画（利用範囲も図示）、事業期間、サービス提供の対象者、収支計画、資金計画、経済効果の見込み、同種事業の実績など）

(エ) 事業スケジュール（対象施設の利用権限取得後における建築物等の建設開始から創業開始までのスケジュールや周知等の計画など）

(オ) 災害発生時等における受け入れ方法や態勢

(カ) 公益に資する独自の提案内容（地元及び上越市の別に）

(キ) 事業実施にあたり、市の負担を伴う要望等がある場合は、その内容と所要経費（概算）

※ 市への要望等については、必ずしも実施をお約束するものではありません。

イ 企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「旧三の輪台いこいの広場利活用企画提案書」と記載し、余白に法人名を記載してください。なお、文字サイズは10ポイント以上としてください。

ウ 企画提案書は、10ページ以内とします。

エ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計

量法によるものとします。

- ② 法人の場合は定款又は規約(会社概要等を記載したパンフレットがある場合は添付) 各1部
- ③ 法人の場合は営業報告書(直近事業年度の3か年分の財産目録、貸借対照表、損益計算書) 1部
- ④ 個人の場合は確定申告書(令和3年～令和5年の3か年分)の写し 1部
- ⑤ その他(申込締切後、市が審査に必要として提出を求めた書類) 1部

(2) 提出期限等

期 限：令和7年1月17日(金)午後5時

提出先：問合せ先に同じ

方 法：持参又は郵送(必着)

(3) 提出にあたっての注意事項

① 企画提案書等提出後の変更等

提案者が当市に企画提案書を提出した後は、提案内容の追加及び変更は認めません。ただし、提案者の責めに負わない理由により変更等が必要となった場合において、当市が承諾した場合に限り、当該変更等を認めるものとします。

② 企画提案書等提出書類の取扱い

- ・提案者が提出した企画提案書等の著作権は、当該提案者に帰属します。ただし、企画提案書の公表、展示など当市が必要と認める用途に用いる場合、将来にわたり無償で使用できるものとします。
- ・提案者が当市へ提出した企画提案書等は返却しません。
- ・提案内容については、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利に配慮するものとし、権利侵害により生じる責任は、提案者が負うものとします。

③ 提案内容の公表の禁止

提案者は、企画提案書等の提出から利活用事業者選定までの期間、自らの提案内容を公表、宣伝することはできません。

(4) その他

提案者は、一つの提案しか行うことができません。

9 審査要領

(1) 審査方法

ア 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、旧三の輪台いこいの広場利活用事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、利活用事業者の候補者を選定します。

イ 審査は、企画提案書等の審査及び評価と提案者によるプレゼンテーションをもとに行います。

ウ プレゼンテーションは、令和7年1月29日(水)に実施を予定しており、詳細は別途通知します。

エ 出席者は3人以内(共同提案の場合は、全構成事業者を合わせて5人以内)とし、この提案事業の担当者1人は必ず出席してください。

オ 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 15 分程度とします。

カ プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めません。

キ プレゼンテーション及び審査は非公開とします。

(2) 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
事業の実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ実現可能な内容か ・これまで類似の事業実績はあるか ・当面 10 年間、事業継続が期待できるか 	30
地域への貢献・周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの魅力向上、地域の活性化につながる内容か ・地域住民との交流や連携、地域防災への協力が意欲的であるか ・周辺環境に及ぼす影響、安全等へ配慮がなされているか ・地元の公益に資する独自の提案があるか 	40
その他アピール事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市の公益に資する独自の提案があるか ※市内本社企業は、基礎点として 2 点を加算する。ただし、本加算による当該項目の採点は基礎点の加算があっても満点の 10 点までとする。	10
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提示額の多寡 【譲渡の場合】 （買受希望価格／最高買受希望価格）×20 点 【貸付の場合】 （借受希望価格／最高借受希望価格）×10 点 ※提案内容の中に、道路整備の要望など、市の負担を伴う提案があった場合、当該提案事業者から提示のあった買受希望価格又は借受希望価格（10 年契約）から、要望への対応に伴う所要経費（概算）を相殺した額を、価格評価における買受希望価格又は借受希望価格とする。	20

(3) 候補者選定方法

契約候補者の選定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用します。

ア 契約候補者は、得点方式により全委員の合計点の平均が 100 点満点中 54 点以上の評価があったものの中から選ぶこととします。

イ 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価されたものを、契約候補者とします。

ウ イにより両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、

それぞれの方式の該当者の中から委員間の協議により契約候補者を選定します。

エ 上記アからウの評価により契約候補者を選定した上で、なお、残区域の活用により実現可能な候補案件があった場合は、委員間の協議により契約候補者とするものの是非を決定するものとする。

オ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において、基準点を満たすときは、当該提案者を契約候補者とします。

カ 契約候補者に選定された者が辞退し、又は契約締結時までに失格事項に該当した場合は、上記アからウの評価により順位付けられた上位の者から順に契約候補として選定するものとする。

※審査の結果により基準点に満たない場合など、契約候補者を選定しない場合もあります。

10 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知するほか、市ホームページ等において公表します。

11 日程

募集要領公表	11月20日(水)
現地説明会申込締切	12月2日(月)午後5時まで
現地説明会実施	12月6日(金)
募集要領の内容の質問締切	12月16日(月)午後5時まで
質問の回答期限	12月20日(金)
参加申込締切	12月25日(水)午後5時まで
参加資格の確認結果通知	1月10日(金)
企画提案書提出締切	1月17日(金)午後5時まで
選定委員会(プレゼンテーションの実施)	1月29日(水)
仮契約締結(貸付の場合は覚書の締結)	2月上旬頃
市議会定例会における議決(本契約)	3月下旬頃

12 仮契約の締結

市は、契約候補者と対象施設の譲渡又は貸付等に係る契約締結の交渉を行い、協議が整った場合は、仮契約(貸付の場合は覚書)を締結します。(市議会の議決を経て本契約に移行します。貸付の場合は市議会への報告の後、賃貸借契約を締結します。) なお、契約保証金は免除します。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案者に無断で使用しないものとします。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的では使用しません。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例

に基づき取り扱うこととします。

(4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがあります。

(5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しません。

(6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出してください。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となる場合があります。

ア 本募集要領に該当しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者

1.4 問合せ先

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

上越市産業部産業政策課労働係 担当：渡邊

電話番号 025-520-5730

FAX番号 025-520-5852

E-Mail roudou@city.joetsu.lg.jp

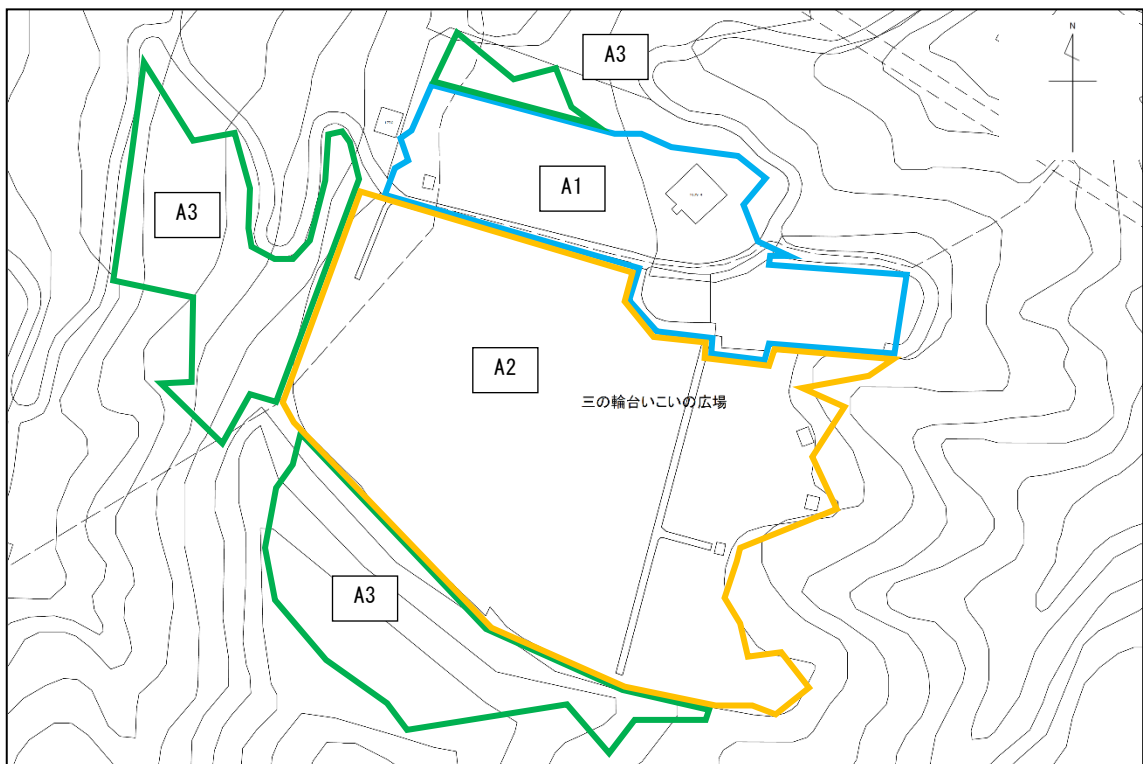
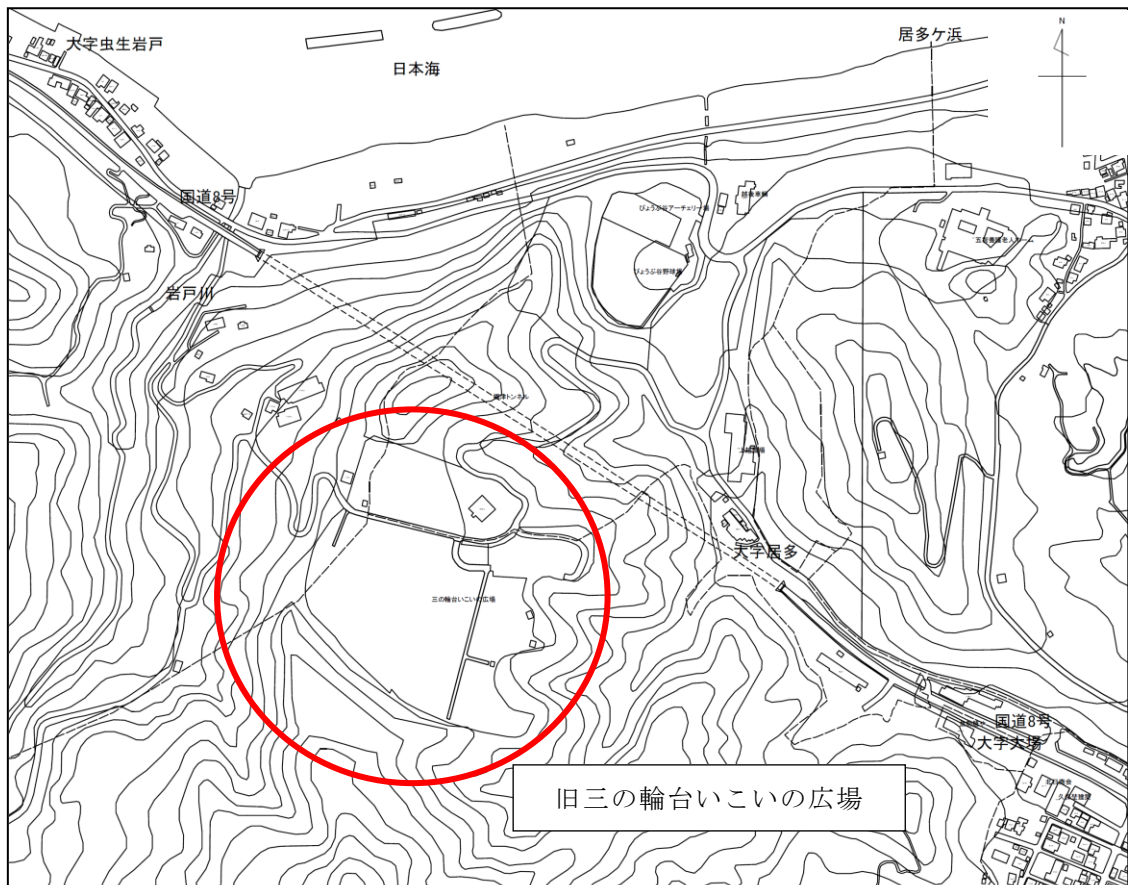
15 物件調書・位置図

【物件調書】

参考価格		<p>譲渡価格 74,140,000 円</p> <p>価格内訳：土地…73,750,000 円 建物…センターハウス：221,000 円 屋外トイレ：58,000 円／棟 工作物…東屋：23,000 円、炊事場：30,000 円</p> <p>貸付料 3,726,500 円/年</p> <p>価格内訳：土地… 3,687,500 円 建物…センターハウス：22,100 円 屋外トイレ：5,800 円／棟 工作物…東屋：2,300 円、炊事場：3,000 円</p>
土地	所在地	上越市大字五智国分 1609 番 4 外 63 筆
	公簿面積	72,268.83 m ² (64 筆合計)
	地目	山林、雑種地
	土地の形状・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東側及び西側市道に接道。 ・ 敷地の大部分は平らであり、おおむね四角形の形状。 ・ 南西側から南側にかけて法面あり。 <p>建物敷地、駐車場などの宅地 A1 = 約 15,000 m² 平坦な雑種地 A2 = 約 38,000 m² 山林・法面 A3 = 約 19,000 m²</p>
	接続道路の幅員及び構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東側：市道五智居多線に接道 幅員：約 8m ・ 西側：市道三の輪台幹線に接道 幅員：約 9m
建物	所在地	上越市大字五智国分 1609 番 4 外
	種類	①センターハウス ②屋外トイレ 2 棟
	構造	鉄筋コンクリート造 1 階建て ※①・②同一
	延床面積	①354.55 m ² ②28.98 m ²
	建築時期	昭和 60 年 ※①・②同一
工作物	所在地	上越市大字五智国分 1609 番 4 外
	種類	①東屋 ②炊事場 ③手洗場
	数量	①1 棟 (33.60 m ²) ②1 棟 (31.50 m ²) ③1 基
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化調整区域
	用途地域	指定なし
	建ぺい率	70%
	容積率	200%
	その他の制限	土砂災害防止法の指定なし。埋蔵文化財包蔵地の指定なし。

供給処理 施設の状況	項目		事業所名	電話番号
	電気	引込み済	東北電力(株)	0120-175-266
	上水道	引込み済※	上越市ガス水道局	025-522-5515
	下水道	単独処理浄化槽 汲み取り便槽	上越市生活排水対策課 推進係	025-526-5111
	ガス	引込みなし	上越市ガス水道局	025-522-5515
	※上水道は、近隣のポンプ場からセンターハウス内の受水槽に送水し、受水槽から各水道設備に供給しています。 ・供給処理施設の配管図等の閲覧を希望される場合は、産業政策課にお申し出ください。			
交通機関 (現地から)	主要幹線道	国道8号 約1.2km		
	バス	頸城自動車「五智老人ホーム前」停留所約1.2km		
	鉄道	えちごトキめき鉄道「直江津」駅約4.0km		
公共施設等 (現地から)	施設名			現地からの距離
	国府小学校			約2.3km
	直江津中学校			約3.4km
	最寄りのスーパーマーケット			約3.0km
	なおえつ保育園			約3.4km
	五智公園			約1.4km
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現況と物件調書等が相違する場合には、現況を優先します。 ・建物内の諸設備、残置物、敷地内の工作物等を含め、現状有姿での引渡しとします。物件の引渡し前あるいは引渡し後における修繕、撤去の申し出には応じません。 ・建物について、耐震診断及び耐震改修の履歴はありません。 ・建物のアスベスト調査は実施しておりません。建物を解体撤去する場合の事前調査あるいは改修等に際し、アスベスト等の含有が確認された場合の除去費用等については、利活用事業者の負担とし、利活用事業者は市に対して損害賠償等の請求はできないものとします。 ・土地の地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も市ではこれらの調査を実施せず、同調査費用の請求について応じません。引渡し後に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、市では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じません。 ・上水道について、飲用水として利用する場合は、水質管理を行う必要がありますので、利活用事業者の責任と負担において行ってください。 ・利活用事業者は、売買契約又は貸付契約締結後、当該物件に面積の不足、品質上の問題、その他契約の内容に適合しないことを発見しても、契約内容不適合を理由とする追完請求、代金減額請求、契約解除、損害賠償請求等を行うことはできません。(市は物件の品質等に係る問題について一切の責任を負いません。) ・敷地内に東北電力の支柱6本、支線8本、また、国土地理院の地殻変動観測点が設置されています。賃料の受取り、移設等のご相談は、物件引渡し後に設置者と協議ください。 			

【位置図】



令和 年 月 日

(宛先) 上越市長

住所
商号又は名称
代表者名

旧三の輪台いこいの広場公募型プロポーザル参加申込書

募集要領に記載の事項を承諾の上、標記施設の利活用事業に係る公募型プロポーザルの参加を申込みます。

また、下記事項に相違ないことを誓います。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- 2 市区町村税の未納がない者であること
- 3 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること
- 5 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- 7 本プロポーザルにおける提出資料及び情報について、市が情報提供や情報公開を行う場合には、別紙のとおり「個人情報」及び「法人等の正当な利益を害するおそれのある情報であると市が判断した情報」を除き、原則公開することに同意する者であること（情報公開時には、非選定業者を含め、業者名は公開となります。）

連絡担当者
所属
氏名
電話
F A X
E-Mail

各情報の情報提供・公開一覧表

情報名		事業者 選定前	事業者選定後		
			情報提供 (HP 掲載)	情報公開請求	
選定委員会運営要綱		○	○	○	
プロポーザル募集要領		○	○	○	
提出書類等				選定事業者	非選定事業者
参考 様式	公募型プロポーザル参加申込書【様式1】	/	×	○	○
	公募型プロポーザル参加資格確認通知書【様式2】	/	×	○	△ (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)
	企画提案書【様式3】	/	×	△ (利活用に係る事業内容が性質上、事業開始又は完結するまでの間、時限非公開の場合あり)	△ (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)
	公募型プロポーザル参加申込辞退書【様式4】	/	×	○	○
	結果通知書【様式5】	/	×	○	○
企画提案書作成要領		○	○	○	
プロポーザル審査要領		○	○	○	
選定委員名簿		×	○	○	
審査結果		/	△ ※選定されなかった事業者等は非公表	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開) (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)	
議事録		/	×	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開) (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)	

※ 公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式2）、企画提案書（様式3）以外は公開を前提としており、他の様式において、公開することにより法人等の正当な利益を害するおそれのある情報がある場合は、企画提案書（様式3）に記載してください。

※ 事業者選定後の情報公開請求時における○（公開等）、△（部分公開等）の区分では、非選定事業者を含め、事業者名は公開とします。また、○（公開等）の区分であっても、担当者等の氏名等、個人が識別される情報は部分公開として処理します。

※ 情報公開請求があった場合における法人等の情報の△（部分公開等）の取扱いについては、上越市情報公開条例に基づき、第三者意見照会を行った上で、市において判断します。

※ 選定前後とは、契約締結の前後ではなく、審査結果に基づき契約の相手方として市が選定する前後をいいます。

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

上越市長 中川 幹太

公募型プロポーザル参加資格確認通知書

年 月 日付の公募型プロポーザル参加申込書により申請がありました次の施設の利活用事業に係る参加資格について、確認しましたので、通知します。

施設名 旧三の輪台いこいの広場

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-Mail

令和 年 月 日

(宛先) 上越市長

住所
商号又は名称
代表者名

企画提案書

次の施設の利活用事業について、別添のとおり企画提案書を提出します。

施設名 旧三の輪台いこいの広場

連絡担当者
所属
氏名
電話
F A X
E-Mail

令和 年 月 日

(宛先) 上越市長

住所
商号又は名称
代表者名

旧三の輪台いこいの広場公募型プロポーザル参加申込辞退書

令和 年 月 日付で参加申込を行った標記施設の利活用事業に係る公募型プロポーザルについて、下記の理由により参加を辞退します。

記

理由：

連絡担当者
所属
氏名
電話
F A X
E-Mail

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

上越市長 中川 幹太

結果通知書

令和6年 月 日付の公募型プロポーザル参加申込書により 貴社から提出がありました旧三の輪台いこいの広場の利活用事業について、審査結果を次のとおり通知します。

結果①：最適であると選定されました。

随意契約に向けた交渉について別途連絡します。

結果②：次点者として選定されました。

あらかじめ定めた期間内に選定者との交渉が整わない場合は、あらためて次点者と随意契約に向けた交渉を行うこととなります。

結果③：次の理由により選定されませんでした。

理由：(例)

貴社においては、審査の視点のうち、〇〇及び〇〇において、他社が優位であると判断したため、非選定としたものです。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-Mail

写

資料 No. 1

上農整第50028号
令和6年11月8日

直江津区地域協議会
会長 磯田 一裕 様

上越市長 中川 幹太
(農林水産部農林水産整備課)

上越市海洋フィッシングセンターの廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第63号 上越市海洋フィッシングセンターの廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

施設の老朽化などに伴い、上越市海洋フィッシングセンターを公の施設として廃止することに関し、直江津区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容									
<p>1 目的 水産業の振興と市民の健全な余暇活動の増進を図るため、海洋フィッシングセンターを設置する。</p> <p>2 名称及び位置 上越市海洋フィッシングセンター(大字虫生岩戸719番地先)</p> <p>3 施設 ① 釣り棧橋 ② サンビーチ ③ その他附属施設</p> <p>4 開場期間及び利用時間 開場期間：4月20日から11月3日まで 利用時間：午前9時から午後5時まで</p> <p>5 休場日 月曜日から金曜日まで(7月25日から8月31日までの期間及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)</p> <p>6 利用料金</p> <table border="1" data-bbox="257 1262 1131 1406"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th colspan="2">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センターの利用者</td> <td>1人</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>貸さおの利用者</td> <td>1本</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	上限額		センターの利用者	1人	160円	貸さおの利用者	1本	210円	<p>1 廃止予定日 令和7年3月31日</p>
利用区分	上限額									
センターの利用者	1人	160円								
貸さおの利用者	1本	210円								

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図等については参考資料2のとおり

上越市海洋フィッシングセンター

1 基本情報

名称	上越市海洋フィッシングセンター	
所在地	〒942-0087 新潟県上越市大字虫生岩戸 719 番地先	
建物概要	(1) 釣り桟橋 構造 鉄骨造 延長 185m 幅員 2.5~4.5m 建築時期 昭和 58 年 耐用年数 40 年 収容人数 200 人 (2) サンビーチ 面積 2,350 m ² 【内訳】 旧いけす 610 m ² 磯の遊び場 1,740 m ² 建築時期 昭和 58 年 (昭和 60 年拡張) (3) 管理棟 構造 プレキャストコンクリート造平屋建 面積 21.24 m ² 建築時期 平成 2 年	
土地概要	面積 駐車場	27,027.60 m ² (市所有 : 27,027.60 m ²) 1,530 m ² 60 台 (普通車) 【国道駐車場】
土地計画制限	区域区分 用途地域 防火・準防火	市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外 ()、指定なし 防火、準防火、指定なし
管理形態	方法 管理条例 施設除雪	直営 (令和 6 年 4 月から休止中) 上越市海洋フィッシングセンター条例 あり
機能	釣り場、磯遊びなど	

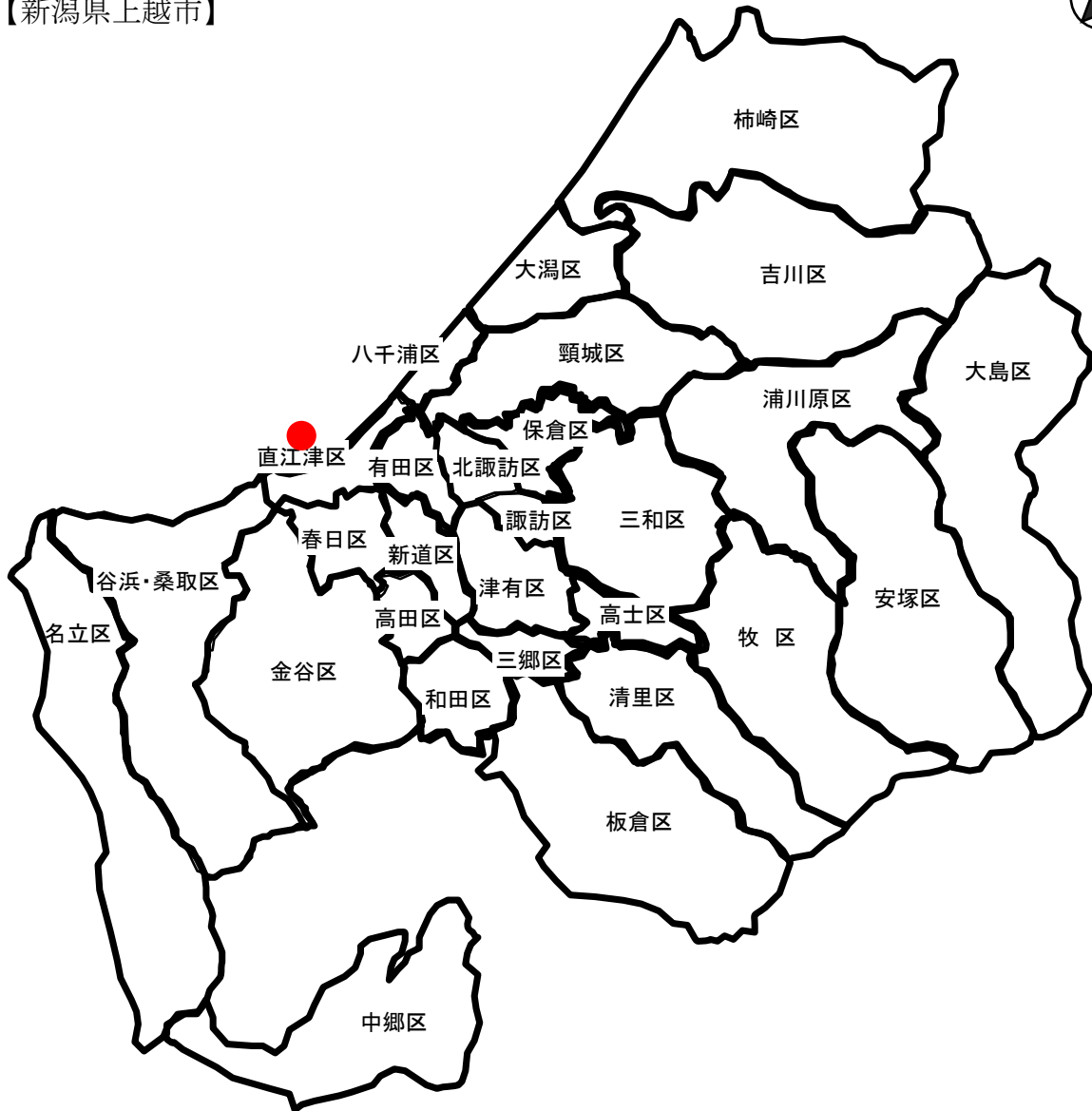
参考資料 1

収支実績	市収支（税込）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	収入	0 千円	0 千円	0 千円
	支出	1,057 千円	589 千円	3,109 千円
	差引	▲1,057 千円	▲589 千円	▲3,109 千円
	管理者収支（税抜）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	収入	2,241 千円	2,154 千円	2,515 千円
	うち指定管理料	520 千円	526 千円	534 千円
	支出	2,195 千円	2,343 千円	2,279 千円
	差引	46 千円	▲189 千円	236 千円
年間利用者数		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	合計	5,954 人	5,690 人	7,149 人
	うち釣竿利用者	2,244 人	2,128 人	2,605 人
	うちエサ販売数	1,703	1,552	1,774
主な修繕履歴	令和 2 年度	竿受け台取替ほか修繕（300 千円）		
	令和 4 年度	床板取替（西側）工事（1,218 千円） 床板取替（東側）工事（1,294 千円）		
ホームページ	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/nosusei/park-fishing.html			

上越市海洋フィッシングセンター

1 位置図

【新潟県上越市】



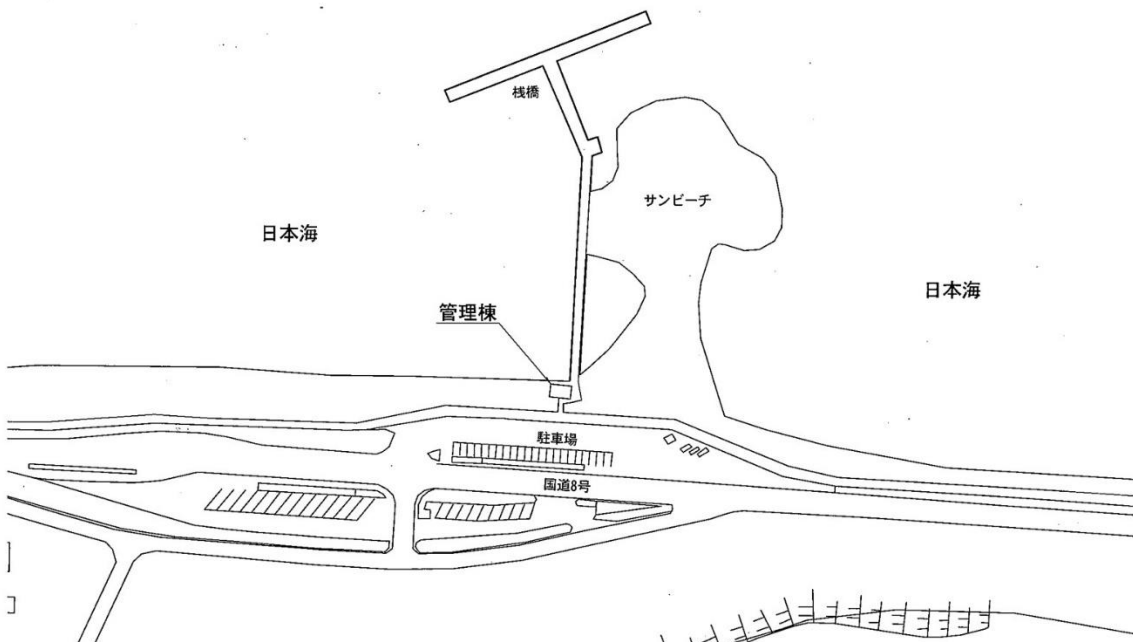
【上越市直江津区内】



※ 国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）を加工して作成

2 平面図

海洋フィッシングセンター平面図



3 現況写真（令和6年度から休止中）



視察研修行程

■日にち：令和6年12月4日（水） ※午前のみ、午後のみ参加も可

■目的：直江津区を知る（地域団体の活動、歴史・観光名所、災害対策）

■行程：

時間	内容	場所
10:00~10:20 (20分)	視察行程説明	レインボーセンター
(10分)	移動（マイクロバス）	
10:30~11:00 (30分)	現地視察 （説明：福島城を愛する会）	福島城址、福島城資料館
(10分)	移動（マイクロバス） （車窓）佐渡汽船ターミナル ・地域団体の活動紹介	
11:10~11:30 (20分)	現地視察 ・地域団体の活動紹介	船見公園
(5分)	移動（徒歩）	
11:35~11:45 (10分)	現地視察 ・地域団体の活動紹介	安寿と厨子王丸供養塔
(5分)	移動（徒歩）	
(5分)	乗車・移動（マイクロバス）	
11:55~12:50 (55分)	昼食（各自負担）	うみがたり内レストラン （ロス クエントス デル マール）
(10分)	移動（マイクロバス）	
13:00~13:30 (30分)	現地視察 （説明：五智公園を育てる会）	五智公園
(5分)	移動（マイクロバス）	
13:35~14:35 (60分)	五智の名所・史跡の学習 （説明：観光ボランティアガイド）	五智歴史の里会館 多目的室 五智国分寺見学
(10分)	移動（マイクロバス）	
14:45~15:00 (15分)	現地視察 ・海岸からの避難階段視察	直江津海水浴場
(10分)	移動（マイクロバス） （車窓）五智居多ヶ浜シーサイドライン ・地域団体の活動紹介	
15:10	終了 ・アンケート票配付	レインボーセンター

視察場所における関係する活動団体及び地域協議会の関わり

○視察場所における関係する活動団体、活動内容及び前期地域協議会での関わり

視察場所	関係する活動団体及び主な活動内容	地域協議会の関わり
福島城址、福島城資料館	○福島城を愛する会 ・福島城資料館の運営 ・見学希望者への福島城の説明 ・福島城石碑周辺草刈り	○R3. 10. 23 現地視察 ○R5. 1. 20 意見交換 (団体の発言概要) ・会員の高齢化により活動継続が困難。町内会や他団体へ活動を引き継ぐことも検討しているが、難しい。
佐渡汽船ターミナル	○直江津港周辺活性化協議会 ・佐渡・寒ブリ祭りの実施 ・盆踊り大会の実施	
船見公園	○三八朝市周辺まちづくり協議会 ・句碑・文学碑の設置 ・夕日写真展の実施 ・安寿と厨子王の紙芝居の作成・出前公演の実施	○R3. 12. 21 意見交換 (団体の発言概要) ・三八朝市は出展者の高齢化の問題はあるが、夜市やフリーマーケットなど新たな試みも視野に活性化を図っていききたい。
安寿と厨子王丸供養塔		
五智公園	○五智公園を育てる会 ・公園内の動植物の保全、及び遊歩道、散策路の整備 ・会員、市民向け学習会の実施	○R2. 10. 26 現地視察 ○R5. 8. 18 意見交換 (地域協議会からの提案) ・両会の整備事業を統合して、区全体事業として地域独自の予算事業に提案してはどうか。
五智居多ヶ浜シーサイドライン	○ひまわり會 ・花の植栽による環境整備 ・清掃活動の実施 ・環境美化啓発看板の作成・設置	(団体の発言概要) ・団体の活動範囲を広げるのは難しい。

地域協議会の運営について

	審議事項 (※は根拠例規)	第 1 回 (R6.6.4) 決定内容	再検討項目
1	会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例 (以下、「条例」という。) 第 6 条	会 長 磯田 一裕 氏 副会長 田中 美佳 氏 副会長 古澤 悦雄 氏	
2	会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第 8 条第 1 項第 2 号	5 名以上 (1/4 以上)	
3	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項	会長を除く出席者 2 名(名簿順) が確認	
4	会議の座席順 ※条例第 8 条第 4 項	名簿順 (正副会長の席は詰める)	
5	会議の開催日時 ※条例第 8 条第 4 項	(開催日) 第 3 火曜日を定例とし、臨時の 案件がある場合は会長と日程 調整して決定する。	(開催日)
		(開催時間) 午後 6 時 30 分からの開催を基 本とする。	(開催時間)
6	会議の会場 ※条例第 8 条第 4 項	レインボーセンター	
7	地域協議会だよりの編集方法 ※条例第 8 条第 4 項	(編集委員) 2 名 (任期 1 年)	
		(発行回数) 必要に応じて発行	
		(編集方法など) ・協議会での審議結果等につい て事務局が編集、原稿案を作 成し、編集委員が意見、助言 等を行う。	

	審議事項 (※は根拠例規)	第1回 (R6.6.4) 決定内容	再検討項目
8	書面による審議 ※条例第8条第4項	(実施の条件) ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合 ・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合 ・その他、前2項に類するとして会長が認める場合	
		(実施の判断) ・正副会長の協議により、会長が決定	
		(表決方法) ・意見集約の結果及び答申案をもとに、正副会長の協議により会長が決定する	
9	その他 ※条例第8条第4項	特になし	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。